

円滑な施工確保に向けた各種取組について

令和6年6月

企画部 技術管理課



国土交通省

1. 労務単価の見直しについて

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全 国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比 ; + 5. 9 % (平成24年度比 ; + 7 5. 3 %)
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比 ; + 6. 2 % (平成24年度比 ; + 7 5. 7 %)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

(主要12職種)

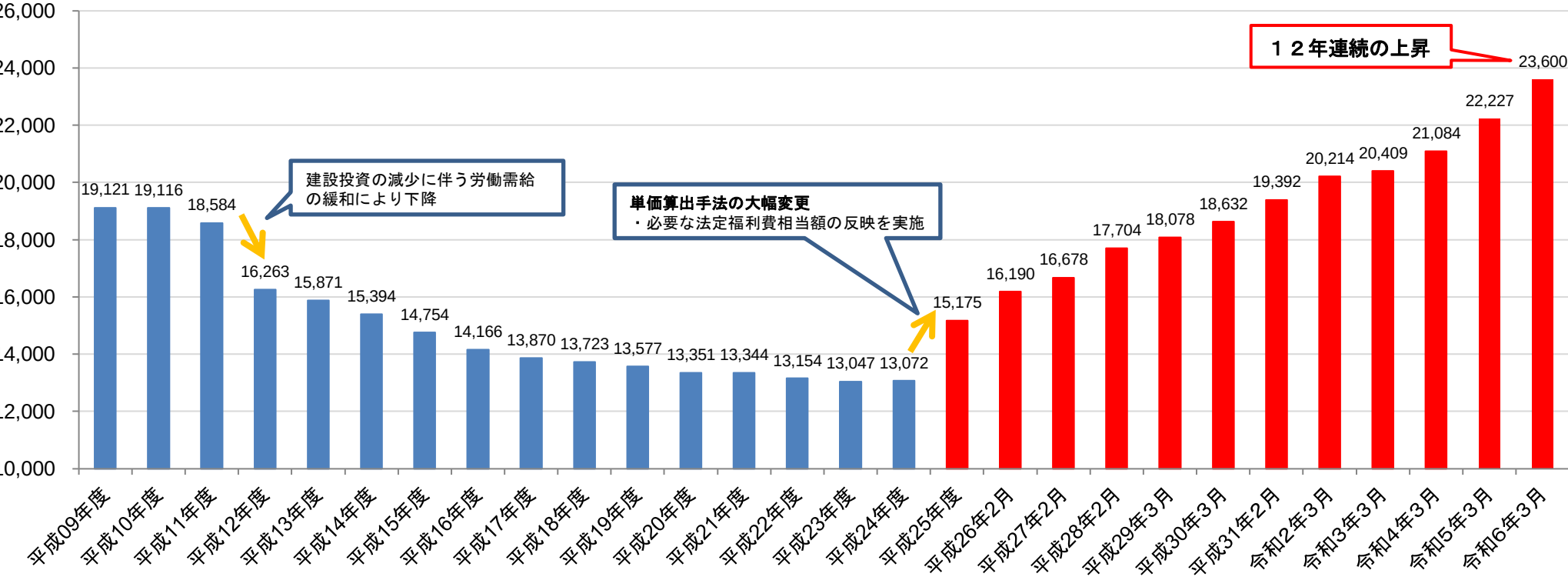
職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+ 6. 2 %	運転手 (一般)	23,454円	+ 7. 2 %
普通作業員	21,818円	+ 5. 5 %	型 わ く 工	28,891円	+ 6. 6 %
軽 作 業 員	16,929円	+ 6. 3 %	大 工	27,721円	+ 4. 9 %
と び 工	28,461円	+ 6. 2 %	左 官	27,414円	+ 5. 0 %
鉄 筋 工	28,352円	+ 6. 6 %	交通誘導警備員 A	16,961円	+ 6. 4 %
運転手 (特殊)	26,856円	+ 6. 3 %	交通誘導警備員 B	14,909円	+ 7. 7 %

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は昨年度に引き続き5%以上となり、単価の平均値は12年連続の上昇

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全 職 種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	→ +5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	→ +6.2%	+75.7%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

(参考)直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

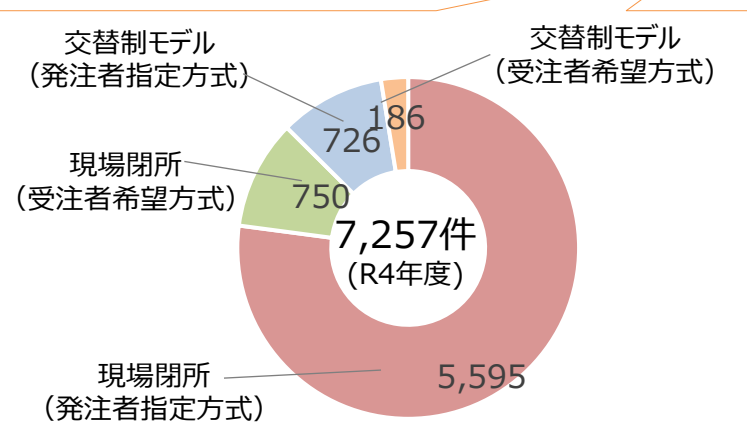
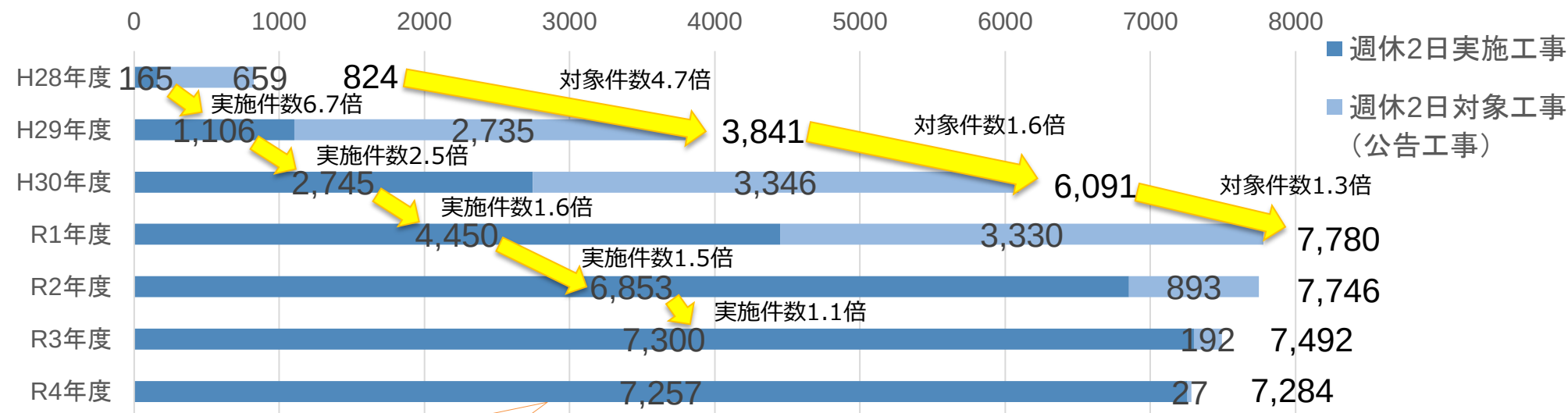
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の 変動に対応する措置	特定の資材価格の 急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の 変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残 工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと 併用の場合、全体スライド又はインフレス ライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小限度必要な利益まで 損なわないよう定められた「1%」を採用。 単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工 期内全ての特定資材が対象のため、再ス ライドの必要がない)	可能
	令和4年度 適用件数 【関東地整】	適用件数 5件	適用件数 26件	適用件数 45件

2. 建設業における働き方改革について

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

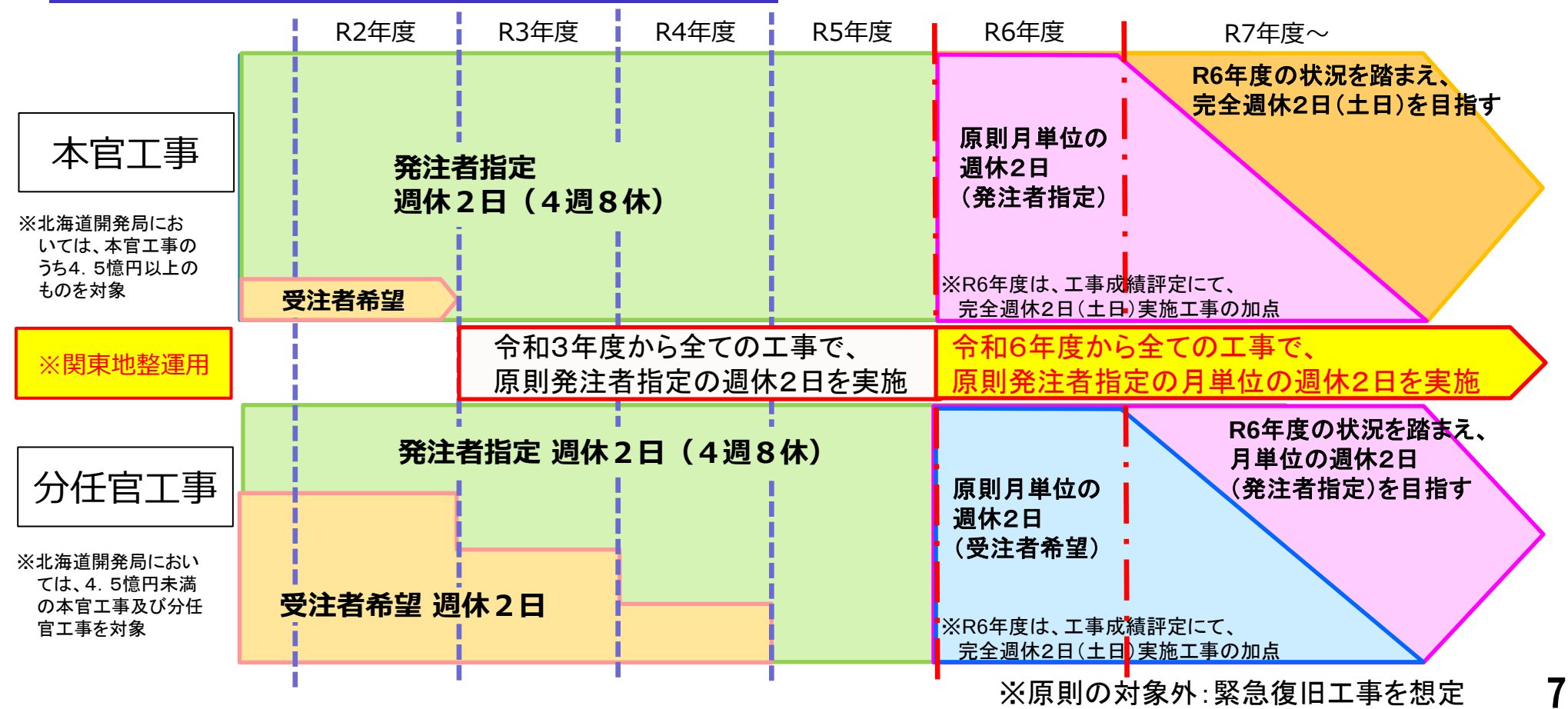
※令和5年3月末時点

※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）

※令和4年度取組件数には取組協議中の件数も含む

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休 2 日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休 2 日を推進
- ※関東地整では、令和 6 年度から全ての工事において、原則発注者指定の月単位の週休 2 日を実施
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休 2 日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休 2 日工事の発注方針（イメージ案）



- 関東地方整備局及び埼玉県との工事関係書類の統一化について、対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 埼玉県との調整結果を基に、今後、管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図る。

国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

Press Release

令和6年3月26日
国土交通省関東地方整備局
企画部

埼玉県との工事関係書類に関する記載内容の統一化について
～工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の更なる推進～

関東地方整備局では、土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、関東地方整備局で運用している「工事関係書類の標準様式」をベースとした、国・自治体間の「記載内容の統一化」を行うべく、管内各都県及び政令市との調整を進めているところです。

今年度は、埼玉県をモデルケースとして具体的な調整を行い、その結果を取りまとめましたのでお知らせします。

【工事関係書類の統一化のポイント】

関東地方整備局及び埼玉県との「記載内容の統一化」の対象書類として26書類選定し、うち、以下の考え方に基づき24書類（92%）の統一化を実施しました。

- ・受注者で記載が必要な内容を統一化するものとし、様式番号、様式名、決裁欄の統一化までは行わない。
- ・埼玉県で様式を定めていないもの（任意様式）は、国様式でも提出可とし、統一化済みとみなす。

【工事書類の統一様式ファイルの作成】

工事書類への入力作業の省力化のため、工事書類の統一様式ファイル（Excel形式）を作成しました。関東地方整備局及び埼玉県の標準様式の確認、比較が可能なおことに加え、工事名や契約日等の基本情報を入力することで国県様式へ自動で反映されます。

今後、埼玉県との調整結果を基に、地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

※「工事関係書類の標準様式」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 積算・入札・契約・総合評価 > 共通仕様書

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>
関東地方整備局 企画部
電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375
技術調査課 課長 佐藤 潤（さと う じゅん）（内線：3251）
技術調査課 課長補佐 伊藤 仁（いとう ひとし）（内線：3252）

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

国・埼玉県で統一化が完了した様式

統一化の対象書類：26書類
統一化の完了書類：24書類（92%）

様式-1	様式-2	様式-3	様式-4	様式-5	様式-6	様式-7	様式-9	様式-10	様式-11	様式-12	様式-13	様式-14	様式-15	様式-16	様式-17	様式-18	様式-19
現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等変更通知書	請負代金内訳書	工程表、変更工程表	建設業退職金共済制度の掛金収納書	請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金）、請求内訳書（部分払、国債部分払、指定部分払）	V E 提案書（契約後VE時）	品質証明員通知書	工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知）	材料確認書	段階確認書	確認・立会依頼書	工事事故速報	工事履行報告書	認定請求書	指定部分完成通知書	指定部分引渡書	工事出来高内訳書	請負工事既済部分検査請求書
△	○	○	△	○	○	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○

様式-21	様式-22	様式-23	様式-24	様式-25	様式-26	様式-27	様式-28	様式-29	様式-30	様式-31	様式-32	様式-33	様式-34
修補完了届	部分使用承諾書	工期延期届	支給品受領書	支給品精算書	建設機械使用実績報告書	建設機械借用・返納書	現場発生品調査書	完成通知書	引渡書	出来形管理図表	品質管理図表	品質証明書	創意工夫・社会性等に關する実施状況（説明資料）
-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○

【凡例】
○：統一化完了（R6.3）
△：統一化に向け引き続き調整
-：県では作成義務無し

26書類

「土木工事共通仕様書」を適用する請負工事に用いる標準様式については、関東地方整備局のHPに掲載しています。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

3. 施工効率の向上に向けた取組について

施工効率の向上

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組

- ・三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ウィークリースタンス : 土日・深夜勤務等を抑制するための取組を設定し、現場環境の改善を行う
- ・設計審査会 : クリティカルパスの共有、各種ガイドラインの活用を図り、円滑な設計変更の実施

三者会議

施工者

「三者会議」

現場条件の把握
設計思想の把握
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し
円滑な工事着手や手戻りの防止

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等について
その日のうちに回答

発注者

受注者

適切な工程管理が可能となり
現場の生産性が向上

ウィークリースタンス

発注者

受注者

- ・依頼日、時間及び期限に関する取組
- ・会議、打合せに関する取組
- ・業務時間外の連絡に関する取組

土日・深夜勤務等を抑制して
現場環境を改善

設計審査会

発注者

受注者
(施工者)

「設計審査会」

- ・工事工程のクリティカルパスの共有
- ・受発注者間の役割分担の明確化
- ・設計変更の妥当性の審議

設計変更の透明性を図り
円滑な変更手続

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施

構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。

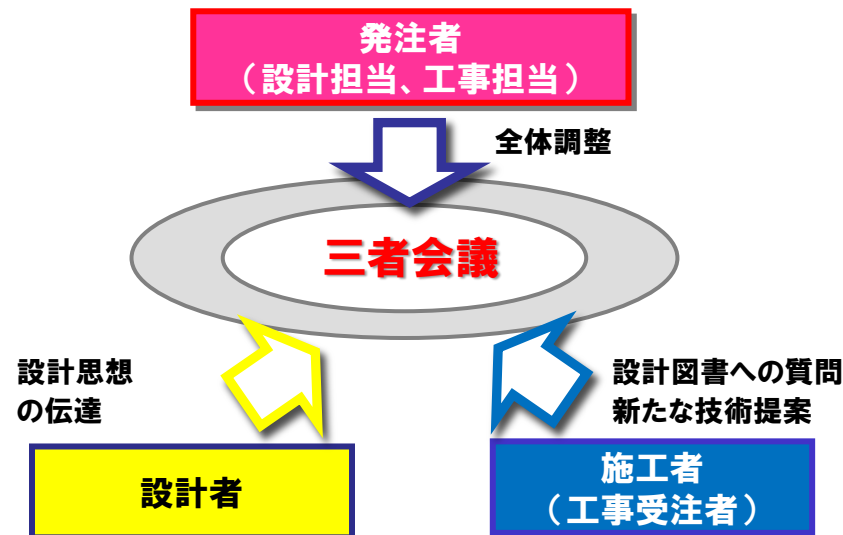
原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事が対象
(簡易な工事は除く)

- ・三者会議とは、
工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(工事受注者)による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組

三者会議の概要



【検討例】

- ・設計の考え方、設計思想の説明(設計者)
- ・照査結果の報告、新技術の提案(施工者)
- ・関係機関との調整状況(発注者)

《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事:

- ① 工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事
- ② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。

- ・発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ・設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。
- ・施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関する事、及び新技術の提案等の説明を行う。
- ・対象工事以外で施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請(協議)するものとする。
- ・現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

効果

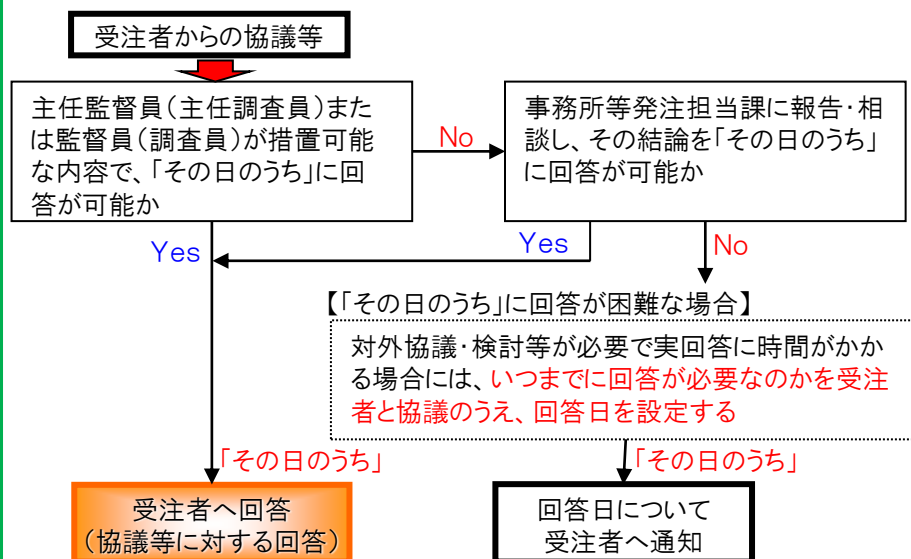
- ◆公共工事の品質確保
- ◆円滑な事業執行

・ワンデーレスポンスとは、
受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取組

ワンデーレスポンスの概要



○ワンデーレスポンスフロー



《関東地方整備局での取り組み》

○対象：全ての工事および業務

- ・主任監督(調査)員または監督(調査)員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答する。
- ・「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。
- ・発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ・通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ・回答及び回答日の通知は、原則、書面により行うものとする。

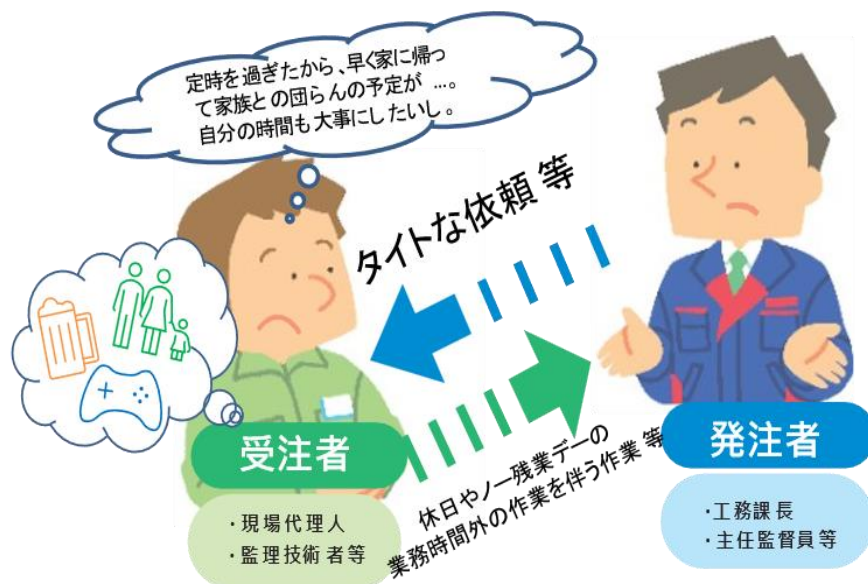
効果

- ◆問題解決の迅速化
- ◆適切な工程管理

- ・ウィークリースタンスとは、
土日・深夜勤務等を抑制するための取組を設定し、現場（業務）環境の改善を行う取組

ウィークリースタンスの目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。



《関東地方整備局での取り組み》

○対象：全ての工事および業務

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

- ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- ②会議・打合せに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
 - ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。
- ③業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

効果

- ◆時間外労働等の抑制
- ◆円滑な工事（業務）執行と品質確保

設計審査会（令和3年10月から運用）

・設計審査会とは、

発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前に工事工程の共有・照合及び協議資料作成等の役割分担を明確にし、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組

設計審査会の概要

受注者

・現場代理人
・監理技術者等

発注者

・(技)副所長
・工務課長
・主任監督員等

設計審査会

・工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックの実施
・協議資料作成等の役割分担の明確化
・設計変更の妥当性審議（設計変更ガイドライン活用）
・設計変更手続きに伴う工事中止の判断等

設計変更、先行施工承認に反映

【検討例】

・用地取得難航による施工方法の変更協議
・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事：原則、全ての工事
（簡易な工事等は除く）

- ・現場着手前に、工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施し、併せて協議資料作成等の役割分担を明確にする。
- ・設計変更の妥当性（可・否）の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について、審査を行う。
- ・発注者、受注者のいずれかの発議により、適時開催する。
- ・受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括監督員」に文書で要請（協議）する。
- ・審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持する。

効果

- ◆ 変更手続きの透明性、公平性の確保
- ◆ 迅速、円滑な変更手続き

設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更に係る各ガイドラインをとりまとめ、
受発注者双方の共通認識を得る

HP掲載：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

ガイドライン(総合版)の概要

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景
2. 設計変更が不可能なケース
3. 設計変更が可能なケース
4. 設計変更手続きフロー
5. 設計変更に関わる資料の作成
6. 条件明示について
7. 指定・任意の使い分け
8. 違算防止のための留意事項

II 工事一時中止に係るガイドライン(案)

1. ガイドライン策定の背景
2. 工事の一時中止に係わる基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成

7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
9. 増加費用の考え方
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

III 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方
2. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの(事例)
3. 設計照査結果における受発注者間のやりとり
4. 設計図書の照査項目及び内容
5. 照査項目チェックリスト

R1.9改定

【別冊】土木工事条件明示の手引き(案)

効果

- ◆適正な利潤、適切な工期の確保
- ◆生産性・品質の向上
- ◆様々な解決策をひとつにまとめる

土木工事電子書類スリム化ガイドに関するアンケート調査結果

＜アンケート対象＞

令和5年12月1日現在で、工期末が令和5年11月1日以降の工事
467件(280社) うち回答数254件(208社)

＜アンケート実施月＞

令和5年12月

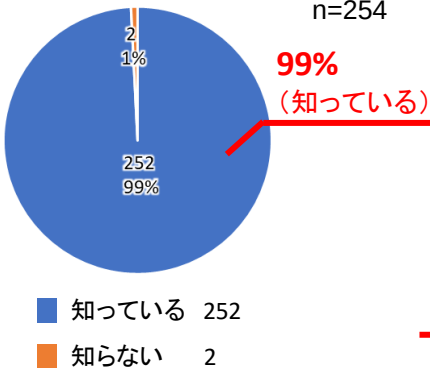
＜アンケート方法＞

WEB方式

アンケート結果概要

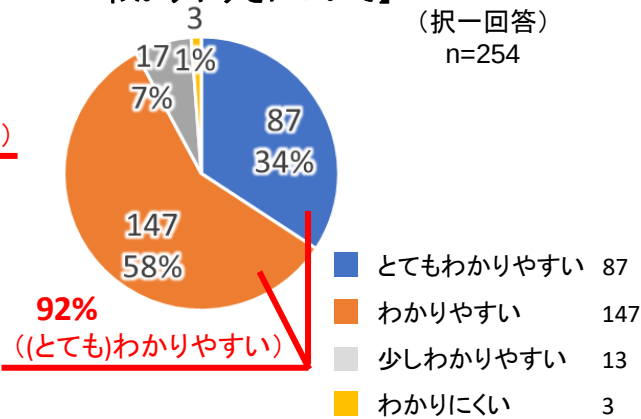
【スリム化ガイドを
知っていますか】

(択一回答)
n=254



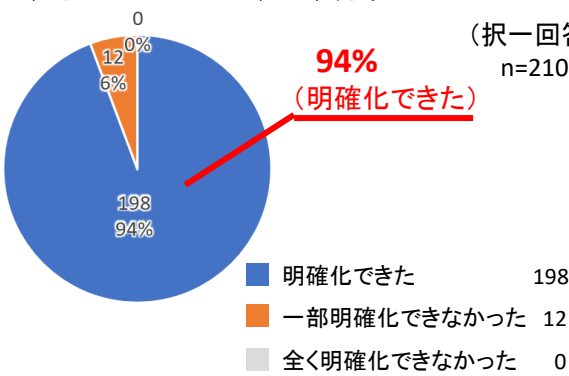
【スリム化ガイドの
わかりやすさについて】

(択一回答)
n=254



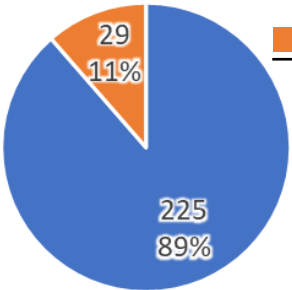
【スリム化ガイドでは、工事着手前の設計審査会
において、受発注者間の書類作成の役割分担を明
確化することとしています。明確化できましたか】

(択一回答)
n=210



【スリム化ガイド等の更なる改善要望はありますか】

■ 要望なし 225
■ 要望あり 29
n=254



※具体的な要望内容が記載
されていたものを集計

【主な改善要望項目】

- ◇施工体制台帳
施工計画書の軽微な変更は提出不要となっているが、軽微な変更の解釈を明確化して欲しい。
- ◇設計審査会
設計審査会実施に伴い、細かい資料等に時間が係るので、できるものについては、省略して欲しい。
- ◇打合せ資料
対面の打合せを行っているため、資料の紙打ち出しを行っている。WEB会議を徹底できると良い。
- ◇ワンデーレスポンス
ワンデーレスポンスがされていない。早々に「書面による指示及び回答」をお願いしたい。
- ◇提示書類
「提出」は不要だが「提示」が必要な書類について、受注者は作成を求められていることと同意の為、負担の軽減にはなっていない

取組の目的

工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

適用・バージョンアップのポイント

■適用

- ・令和6年4月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開始する関東地方整備局発注工事。
(港湾空港関係、営繕関係を除く)(入札手続き中及び契約済みの工事についても適用)

■バージョンアップのポイント

- ✓発注者側の誤った指摘事例と、本来の適切な対応を記載。
- ✓設計変更に係る協議資料や設計審査会資料として、多数の詳細図面や写真等による説明が行われている実態から、説明資料に替えて動画の活用や遠隔臨場を併せて実施し、説明資料を削減可能な旨を追記。
- ✓書類作成に係る土日・深夜勤務等の抑制のためウィークリースタンスを追記。
- ✓その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。

■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓目的・適用・・・受注者が書類提出時に、スリム化ガイドで提出不要としている書類を抜いて再提出させられているなど負担が生じていることから、受注者の意思で提出された場合は受領を妨げない旨を追記。
- ✓施工体制台帳・・・添付が不要な書類の一部明確化。
- ✓工事検査・・・書類限定検査(検査に必要な書類は10種類のみ)の標準化。
- ✓週間工程表【新規】・・・様式の指定が必要な場合は作業の手戻りとならないよう事前に行う旨を追記。



※関東地整HPに掲載

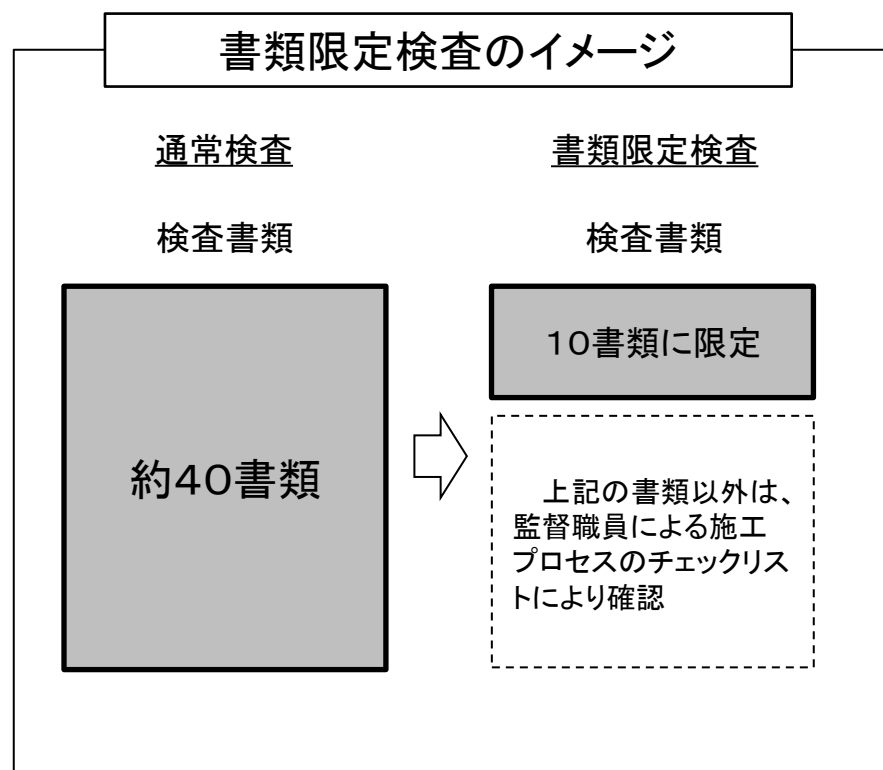
「土木工事電子書類スリム化ガイド」→ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

【目 的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。「検査書類限定型工事」として実施しているところであるが、これまでの実施の結果を踏まえ、より一層の検査の効率化を図るため、「**書類限定検査の実施を標準**」とすることとされた。

(関東地方整備局では令和3年度より原則実施)

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象



【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

〈 関東地方整備局の遠隔臨場の実施方針 〉

○令和2年度より試行に取り組んでおり、令和3年度は514工事で試行を実施し、移動時間や、立会に伴う待ち時間の短縮等の効果を確認

⇒令和4年6月から本実施に移行

○全ての工事を対象とするが、規模の小さい工事は工事内容を踏まえて判断

- ・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施
- ・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、「発注者指定型」により実施

なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」より実施も可能

※発注者指定型:実施にかかる必要な費用の全額を発注者が負担する方式

〈 遠隔臨場の効果 〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった



受発注者ともに
人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与

現場での受注者による撮影状況



リモート(遠隔)
で監督を実施

執務室での監督職員による確認状況

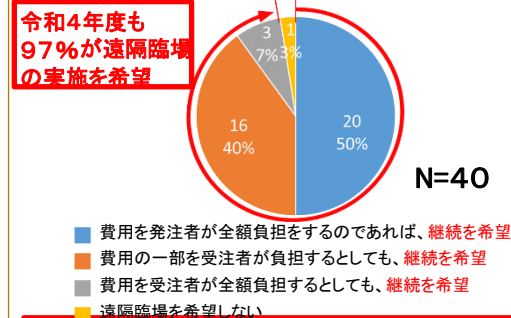


▲ 令和4年2月17日 久慈川緊急治水対策河川事務所の工事
(久慈川緊急治水対策河川事務所は、発注した全工事で遠隔臨場を試行)

令和3年度 受注者アンケート結果 (10月実施)

〈アンケート対象〉 令和2年度から令和3年9月までに完成した80工事
(うち回答40工事(回答率50%) WEB方式)

令和4年度の遠隔臨場の実施の希望



遠隔臨場の効果を実感した項目 (複数回答可)

- ・ 時間に関する効率化(監督職員等の待ち時間の削減等) 29件
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 28件

〈 遠隔臨場による工事検査に関する実施要領 〉

昨年度末、令和5年度における中間技術検査など各種検査における遠隔臨場の適用可能性の試行結果を踏まえ、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』、及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)』が策定される。

対面書類検査や現場実地検査 ⇒ 遠隔臨場による工事検査(適応性を踏まえ従来通り対面検査も可)

＜実施目的＞

- 巡回現場会議は、建設現場における施工の効率化、生産性の向上、担い手の確保・育成などを目的とした施策の実施状況の確認と課題を把握し、必要に応じ改善を図るため、工事発注や監督に直接関係しない本局の企画部職員が各事務所の建設現場等を巡回する取り組み（平成22年度から開始）

＜令和5年度の実施方法＞

- 時間外労働の実態と要因、設計図書の精度や工事書類の簡素化、設計変更の対応、監督職員の対応やガイドラインマニュアル等の改善点など、現場代理人等と率直な意見交換を実施。【受注者】
- 土木工事電子書類スリム化ガイドや遠隔臨場、ワンデーレスポンスなどの運用状況や課題、所内間や受発注者間におけるコミュニケーションの状況などについて主任監督員と現場技術員と率直な意見交換を実施。【主任監督員、現場技術員】

凡 例：◇好評な事例 ◆意見・要望等

＜受注者からの主な意見＞

- ◇現場業務の負担を減らすため、会社でのバックアップや外注を活用している。
- ◇監理技術者と現場代理人それぞれで、現場と内業を並行して行い超勤が少なくなるよう、工夫している。
- ◇主任監督員や現場技術員には、とてもよく対応してもらっており問題なし。
- ◆降雨により作業不能日が生じた場合、土曜日に作業を振り替えているため、土・日の完全週休2日は難しいと感じる。
- ◆関係機関との協議が整っておらず、現場が一時中止している。
- ◆協議書類の作成は負担がかかる。／立会の書類をASPで上げるのに手間がかかる。
- ◆スライド協議に係る資料もスリム化できないか。

＜主任監督員からの主な意見＞

- ◇工程会議を月2回、対面で開催しており、問題や課題点はそこで解決している。
- ◇オンラインを活用しコミュニケーションを図っている。【発注課とのコミュニケーション】
- ◇審査会等を通して相談、打合せが出来ている。【発注課とのコミュニケーション】
- ◆工事検査や関係機関協議に時間を要することが多く、超勤に繋がる。
- ◆夜間工事対応が超勤の原因になっている
- ◆対面が減っており、コミュニケーションが希薄になっていると感じる
- ◆担当工事が多いため、1件あたりの対応時間が少なくなってしまうことが悩み。

＜過去の実施件数＞

年度	事務所数	現場数
H22	27	46
H23	28	78
H24	27	65
H25	27	81
H26	28	84
H27	28	84
H28	29	87
H29	30	91
H30	30	89
R1	30	90
R2	4(15)※1	12(45)※1
R3	29(14)※2	87(42)※2
R4	12	16
R5	21	30

※1（ ）アンケートのみ回収

※2（ ）うちWEB開催

令和4年度は、
R4.12.14～R5.1.30の期間で実施 **20**

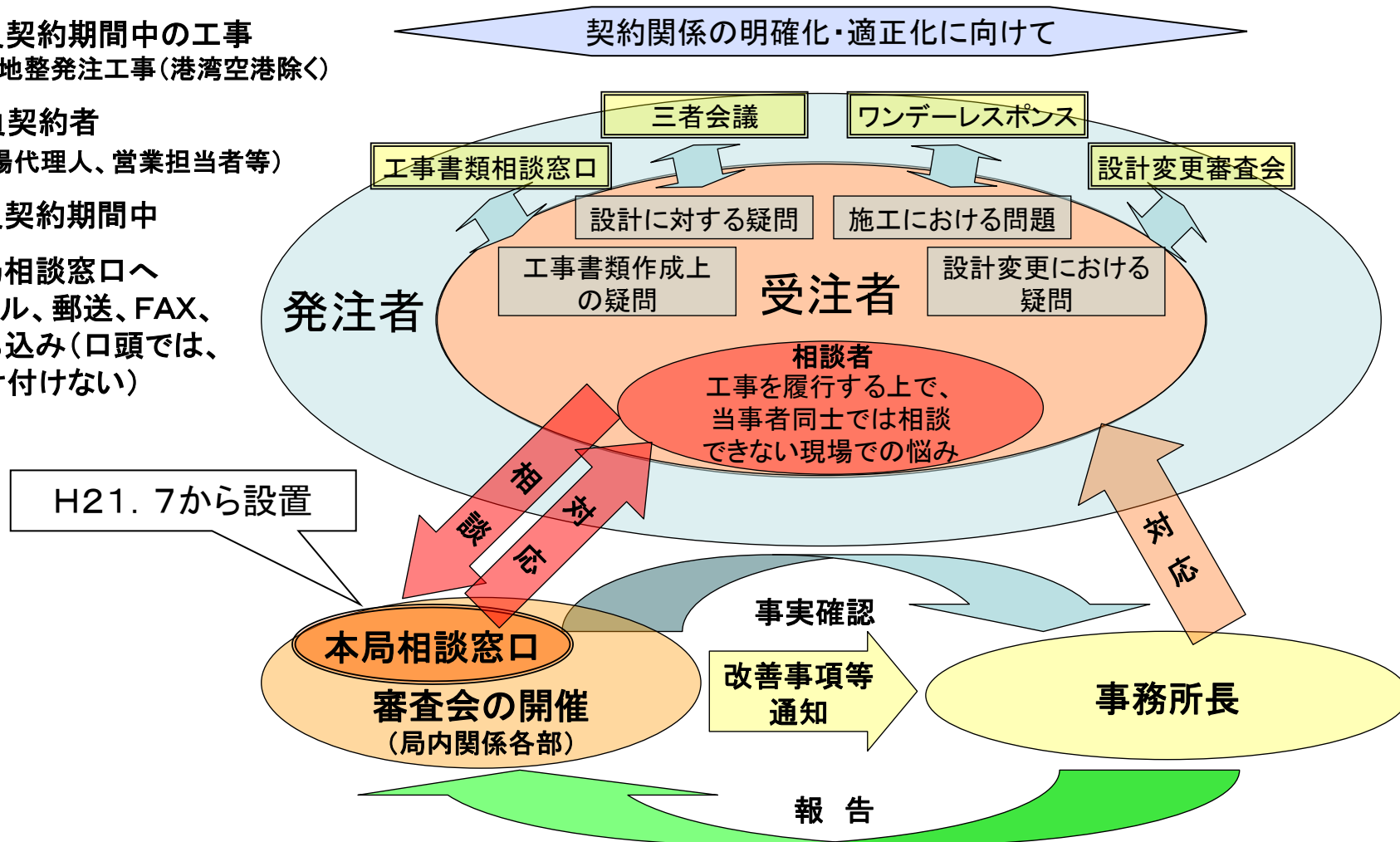
これまで、三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会等を通じ、現場の課題解決に努めてまいりました。
 平成21年7月からは、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の
 相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を本局に設置しています。

対 象:請負契約期間中の工事
 関東地整発注工事(港湾空港除く)

相 談 者:請負契約者
 (現場代理人、営業担当者等)

受付時期:請負契約期間中

相談方法:本局相談窓口へ
 メール、郵送、FAX、
 持ち込み(口頭では、
 受け付けない)



※相談窓口:
 関東地整企画部 技術管理課に設置